

2010.12 月議会一般質問・石橋佳枝 No.1

<米子市公会堂の耐震改修は市民参加で>

通告とは順序が異なりますが、最初に、米子市公会堂について質問します。野坂市長が米子市公会堂の存続を表明されたことを改めて歓迎いたします。幅広い市民が立ち上がり、公会堂を残さいやと運動したことが市長を動かし、財政問題などで苦慮されつつも市民の活動を保証するために、また中心市街地の活性化にも公会堂の存在は大きいと、存続を決意されたのではないのでしょうか。米子市公会堂は、建築されたときにも、昭和 50 年代改修の時にも、そして今度も、主権者である市民の参加により市民のための市政ができるということの証明になっていると考えます。この度の市民の運動の中には建築士や商店主、音楽、教育など各分野の専門家がたくさんおられて、大きな役割を果たされました。いろんな分野で活躍されている市民の力は大きく、またそれを市政に反映させる公の役割は大事です。公会堂を守り、米子の文化、教育、経済を守って、そして歴史的な建造物を大事に使っていこうという市民の熱意と頑張りを市長はどう感じられたのでしょうか。お尋ねします。問 1

そして、今現在の米子市公会堂の改修にかかわる計画の内容と予定を、耐震化とともに内部の改修や、コンクリートの劣化防止、なども含み全般についてお伺いします。問 2

三つ目は、改修の基本設計から完成まで、市民の智慧を集めて無駄は削り、使いやすい良いものにするために、利用団体、専門家一般市民の参加する改修検討委員会をつくる必要があると考えます。市長の所見を伺います。問 3

<誰もが安心出来る介護保険への転換を求めて>

次に、介護保険について質問します。厚生労働省は介護保険料や利用料を大幅引き上げ、一方サービスを削減する法案を、来年の通常国会に提出しようとしています。いまでも「保険あって介護なし」といわれる深刻な事態に悲鳴が上がっているのに、高齢者や家族をさらに苦しめようとするものです。私はこの改悪に反対し、誰もが安心出来る介護保険へ、改悪ではなく改正を求めて質問をします。

改悪の内容は、①調理、買い物、掃除など生活援助中心の軽度の人（要支援、軽度の要介護）は保険の対象外か、利用料を 1 割から 2 割へ倍増、②ケアプラン作成を有料化、要介護は毎月 1000 円、要支援 500 円、③施設の室料を 2~4 人部屋も全額自己負担に、④低所得者（非課税世帯）の負担軽減を制限する、

## 2010.12 月一般質問・石橋佳枝 No.2

などなどです。そして保険料は 4,160 円から 5,200 円へと上げようとしています。この大改悪はお年寄りの生きる意欲を奪うものです。介護を受けることの出来ない市民がいよいよ増えます。また保険料の引き上げは乏しい年金暮らしの高齢者の生存も脅かすものです。この改訂案について、米子市ではどう検討されていますか。反対の意思を明確にし、市民を守る決意を示すことが大切と考えますが、市長のご所見を伺います。問 1

次に、米子市では施設探しが介護家族の一大問題です。特養の増設を求め、特に質問します。特養の実利用人員は平成 22 年度が 547 名ですが、待機者は 864 名です。特養のベッドが空くのは、ほとんどの場合その利用者が亡くなった時です。年に数名に過ぎず、この待機者に応えられる状況にはないと思われませんが、早期解決のために増設をいそぐべきと考えますが、市長のご所見をお尋ねします。問 2

## ＜いのちを保证する国民健康保険にするために＞

続いて国民健康保険について、まず広がる無保険と受診抑制について質問します。08 年 5 月放送の NHK 特集番組「セーフティネットクライシス」では、およそ 1 千の救急告示病院へのアンケートで、06 年、07 年の 2 年間に 475 人ものが、資格証明書や無保険のためにいのちを落としたと報道しました。

米子でも、09 年 10 月、明らかに資格証が原因の手遅れ死がおきました。そして、その後ろにはすぐに死には至らなかったが、ガンが進行し余命幾ばくもないだろうという人など、いくつもの受診抑制による手遅れ、症状悪化の事例があります。

体の具合が悪い時に医者に雇れないという事態は、貧困と格差の極みです。わが国は全ての国民が公的な保険制度によって治療が受けられる「国民皆保険制度」があります。憲法 25 条の理念に基づき、国の責任で、お金のあるなしにかかわらず、適切な治療が受けられるということです。

資格証の発行や短期保険証の留め置きは、受診抑制を引き起こします。この国民皆保険制度において、あってはならない事態です。

米子市の資格証の発行は 11 月 30 日現在 655 世帯、そして保険証の市役所窓口留め置きで手元に持たない世帯は、10 月 31 日現在で 501 世帯です。

資格証の発行を中止すること。そして短期証の「留め置き」は、世帯主の被保険者証の請求権を認める国民健康保険法 9 条 2 項に違反し、「保険者は世帯主に対して被保険者証又は被保険者資格証明書のいずれかを交付しなければならない。」とする施行規則 6 条にも違反します。直ちに中止することを求めます。

2010.12 月一般質問・石橋佳枝 No.3

市長の答弁を求めます。問 1

また米子市は2011年度国保料の見直しをする方針を国民健康保険運営協議会において提起されました。赤字の解消は、今でも負担が重く払えない人をつくっている保険料をさらに引き上げるのではなく、国庫負担の増額を求め、今年度につき一般会計からの繰入もしつつ、払える保険料へと引き下げるべきと考えますが、どう検討されているのか、お答えください。問 2

また徴収強化の方針も出されました。強化しても払えないものは払えない、払えば食べていけなくなる。若い世代なら子育てに、親は食うや食わずでも子どもの学校の費用はある、など事情が様々にあるでしょう。人権や生存権を脅かす徴収強化ではなく、むしろ減額や免除の拡充で対応すべきと考えますが、どのような方法で強化しようとするのか、その内容をお答え下さい。問 3

<ボートピア進出による市民への影響について>

最後にボートピアについて質問します。ボートピアは9月議会で誘致反対の陳情が不採択となり、市長が正式同意を表明されました。ボートピア進出による米子市とその周辺の住民への影響はない、だから全市民への説明はしないと市長は言われました。しかし年間35億円の売り上げを見込むこの施設に、米子とその周辺から人が出入りする、毎日1000人がボートピアから半径10キロ圏内から、1000万円を持ってボートピアへ集まる、それで影響がないはずがない。しかも年間350日ほぼ毎日の開催でナイターもあります。この点でも市民の生活に及ぼす影響は大きいといわねばなりません。この35億円がボートピアに吸い込まれることによる米子周辺の消費の落ち込みをどう見ているのか、地域経済に影響がないとなぜ言えるのか、具体的に説明をして下さい。問 1

市が市民の財産である市有地をボートピアに売るとは、誘致をしたことと同じ、ギャンブルを奨励することと同じです。ギャンブル施設が350日営業する、それによりギャンブルに溺れる人をつくり出す。たったのひとりでも、一つの家でも壊れていく、それに市としての責任がないと、本気で考えているのでしょうか。答弁を求めます。問 2